

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	共助社会づくりの推進				番号	⑩	(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織/勘定	項	事項			6年度 当初予算額		7年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要 な経費			30,925			31,751	
	小 計				一般会計		30,925			31,751	
						<		>の内数	<		>の内数
					特別会計						
						<		>の内数	<		>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計				一般会計						
						<		>の内数	<		>の内数
					特別会計						
						<		>の内数	<		>の内数
合 計					一般会計		30,925			31,751	
						<		>の内数	<		>の内数
					特別会計						
						<		>の内数	<		>の内数

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-4)

政策名	経済財政政策
施策名	経済財政に関する施策の推進
達成すべき目標	<p>【施策目標】・持続可能で力強い経済成長の実現          ・民間の創意工夫による社会課題の解決</p> <p>【中目標1】分析結果が様々な経済主体に浸透すること等を通じて、日本及び世界経済に関する知識を広く周知するとともに政策運営のインフラとして活用されること</p> <p>【中目標2】地域におけるPPP/PFIの案件形成の促進</p> <p>【中目標3】NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化</p>
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府設置法第4条において定められている事務のうち、景気の総括的判断、経済財政政策に係る調査及び分析、内外の経済動向の分析を行う。</li> <li>・民間の創意工夫による社会課題解決のため、「新たな分野・地域への活用拡大によるPPP/PFI」、「NPO法人の活動促進に向けた環境整備」、「休眠預金等の活用」を推進する。</li> </ul> <p>【旧施策の実績・実施状況】</p> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援          (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式</p> <p>(目的)          地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の関係機関と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体を支援するとともに、優良事例を横展開することを目的とする。</p> <p>(概要)          就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係機関と連携しながら先進的・積極的に取り組む地方公共団体の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開する。</p> <p>○地方公共団体が地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して実施する地域就職氷河期世代支援加速化事業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証</li> <li>・伴走型支援の実施(個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等)</li> <li>・資格取得支援、知識・技術の習得に向けたセミナーや研修等(リ・スキリング)</li> <li>・就職氷河期世代に特化した相談支援、総合的なオンライン相談窓口の開設</li> <li>・多様な働き方、社会参加の場の創出</li> <li>・社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減 等</li> </ul> <p>(KPI達成割合と交付金活用地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数)</p> <p>○地方公共団体が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPIの達成割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度: 42%(基準値)</li> <li>・令和3年度: 40%</li> <li>・令和4年度: 42%</li> </ul> <p>○地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して就職氷河期世代の方へ支援を行う地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度: 実施地方公共団体数(72)、就業者数(3,981人(うち正規雇用2,162人))、社会参加者数(1,821人)</li> <li>・令和3年度: 実施地方公共団体数(102)、就業者数(7,365人(うち正規雇用3,595人))、社会参加者数(3,894人)</li> <li>・令和4年度: 実施地方公共団体数(123)、就業者数(9,867人(うち正規雇用4,733人))、社会参加者数(4,767人)</li> </ul> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)          (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式</p> <p>優先的検討規程の策定・運用支援、地域プラットフォーム形成支援等を通じて地方公共団体におけるPPP/PFI事業を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PPP/PFI事業規模 目標値:21兆円(平成25～令和4年度の合計)→実績:23.9兆円(令和元年度末)※3年前倒しで達成</li> <li>・優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数 目標値:334団体(令和6年度)→実績:183団体(令和4年度末)</li> <li>・地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数 目標値:550団体(令和5年度)→実績:482団体(令和4年度末)</li> <li>・地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数 目標値:200団体(令和5年度)→実績:155団体(令和4年度末)</li> </ul> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用          (評価対象期間)平成29年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号、以下「休眠預金等活用法」)に基づき、制度の運用が円滑に行われるよう、以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠預金等を活用する意義や目的、指定活用団体の指定や事業計画の認可基準等を定めた「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定、以下「基本方針」)を策定した。</li> <li>・平成30年に指定活用団体の公募を実施し、(一財)日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」)を指定活用団体として指定した。</li> <li>・休眠預金等交付金の額の見直し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標等を定めた「休眠預金等交付金活用推進基本計画」(内閣総理大臣決定、以下「基本計画」)を毎年度策定するとともに、JANPIAが毎年度策定する事業計画及び収支予算について、認可した。</li> </ul> <p>なお、基本方針や基本計画の策定、事業計画等の認可に当たっては、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」)で審議している。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>(内外の経済動向調査・分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、内外の経済動向に関する分析を行い、「月例経済報告」の形で政府としての景気判断をとりまとめ、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告し、公表した。</li> <li>・「令和5年度年次経済財政白書一動き始めた物価と賃金」を令和5年8月29日に公表した。「日本経済レポート(2023年度)ーコロナ禍を乗り越え、経済の新たなステージへ」を令和6年2月13日に公表した。</li> <li>・「世界経済の潮流2023年Ⅰアメリカの回復・インドの発展」を令和5年8月14日に、「世界経済の潮流2023年Ⅱ中国のバランスシート調整・世界的なサービス貿易の発展」を令和6年2月28日に公表した。</li> <li>・地域経済については、「地域の経済2023」を令和5年12月27日に公表したほか、毎月の景気ウォッチャー、四半期ごとの地域経済動向を公表した。</li> </ul> <p>(民間資金等活用事業の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○優先的検討規程の策定・運用支援              PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援した(支援団体数:15団体)。</li> <li>○地域プラットフォーム形成支援              地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場(地域プラットフォーム)の立上げを支援した(支援団体数:6団体)。</li> </ul>

	<p><b>(市民活動の促進)</b>  NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるため、以下の取組を実施した。  ・経済社会情勢の変化等に応じて、NPO法の運用や手続き等を解説している「NPO法Q&amp;A」等の見直しを行うとともに、NPO法の運用等に係る所轄庁等との意見交換、NPO法人制度等に係る周知、情報発信等を行った。  ・NPO法人の活動実態等を明らかにして共助社会づくりに関する施策の基礎資料を得るため、「特定非営利活動法人に関する実態調査」を実施した。  ・2023年3月に稼働開始したNPO法に基づく各種事務手続きのオンライン化が出来るシステムについて、運用と並行してユーザーの利便性を高めるシステム改良を行った。</p> <p><b>(休眠預金等の活用)</b>  令和5年6月に休眠預金等活用法が改正されたことも踏まえ、制度の運用が円滑に行われるよう、以下のような取組を実施した。  ・法改正により実現した、ソーシャルセクターの担い手育成や能力強化を目的に創設された「活動支援団体」(人材・情報面からの非資金的支援を専ら行う団体)や、これまでの助成に加えて新たな資金支援手法として創設された「出資事業」について、円滑な運用が可能となるよう、基本方針を改正し、制度の方針や事業スキームを整備した。  ・活動支援団体や出資事業の実施が開始できるよう、令和5年度の基本計画や事業計画等を変更するとともに、JANPIAによる活動支援団体・出資事業の公募説明会に同席して改正法の趣旨を説明するなど、普及啓発活動にも取り組んだ。  ・令和6年度の基本計画を策定し、事業計画等について認可した。  ・出資事業の円滑な運用の参考とするため、米国・英国のソーシャル・インパクト・ファンドの現状やインパクト評価を含む管理・運用等に関する調査を実施した。</p>						
<b>施策の予算額・執行額</b> (単位:百万円)	<b>区分</b>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		当初予算(a)	507.0	420.1	432.4	433.3	
		補正予算(b)	137.7	173.4	200.4		
		繰越し等(c)	126.1	-48.5	-15.4		
	合計(a+b+c)	770.8	545.0	617.4			
	<b>執行額</b>	673	501	583			
<b>施策に係る内閣の重要政策</b> (施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針2023 ・デジタル社会の実現に向けた重点計画 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版案						

<b>施策目標</b> (最終アウトカム)	・持続可能で力強い経済成長の実現 ・民間の創意工夫による社会課題の解決								
<b>測定指標1</b> 【主要な測定指標】	PPP/PFIの事業規模								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	30兆円 (R13年度)	年度ごとの目標値	6	9	12	15	18	-
	基準値 (基準年度)	- (R4年度)	年度ごとの実績値						
<b>測定指標2</b> 【主要な測定指標】	休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-
	基準値 (基準年度)	107団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値	集計中					
<b>中目標1</b>	分析結果が様々な経済主体に浸透すること等を通じて、日本及び世界経済に関する知識を広く周知するとともに政策運営のインフラとして活用されること								
<b>測定指標3</b> 【主要な測定指標】	各成果物の主要全国紙5紙(デジタル版含む)への記事掲載社数								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	5 (令和9年度)	年度ごとの目標値	5	5	5	5	5	○
	基準値 (基準年度)	5 (令和4年度)	年度ごとの実績値	5					
<b>測定指標4</b> 【主要な測定指標】	各成果等へのアクセス件数の合計								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	前年度比並 又はそれ以上 (令和9年度)	年度ごとの目標値	241,125	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	○
	基準値 (基準年度)	241,125 (令和4年度)	年度ごとの実績値	240,601					
<b>参考指標1</b>	「月例経済報告」の公表								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	12回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	12					
<b>参考指標2</b>	「年次経済財政報告」の公表								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	1回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1					

参考指標3	「日本経済」の公表			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1					
参考指標4	「景気ウォッチャー調査」の公表			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	12回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	12					
参考指標5	「地域経済動向」の公表			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	4回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	4					
参考指標6	「地域の経済」の公表			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1					
参考指標7	「世界経済の潮流」の公表			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	2回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	2					
中目標2	地域におけるPPP/PFIの案件形成の促進								
測定指標5 【主要な測定指標】	優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	334団体 (R6年度)	年度ごとの目標値	270	334	検討中			-
基準値 (基準年度)	63団体 (H29年度)	年度ごとの実績値	集計中						
参考指標8	優先的検討規程の策定・運用を支援した地方公共団体数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	10団体 (R4年度)	年度ごとの実績値	15					
測定指標6	地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数 ※人口20万人未満の地方公共団体数は1,610団体								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	550団体 (R5年度)	年度ごとの目標値	550	検討中			-	
基準値 (基準年度)	369 (R3年度)	年度ごとの実績値	集計中						
参考指標9	地域プラットフォームの形成を支援した団体数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1団体 (R4年度)	年度ごとの実績値	6					
測定指標7	地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	200団体 (R5年度)	年度ごとの目標値	200	検討中			-	
基準値 (基準年度)	90 (R3年度)	年度ごとの実績値	集計中						
参考指標10	地域プラットフォームの形成を支援した団体数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1団体 (R4年度)	年度ごとの実績値	6					

中目標3	NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化								
測定指標8	NPO法人の認定数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	1,266	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	○
基準値 (基準年度)	1,266法人 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1,290						
参考指標11	意見交換会等の開催数								
	参考値 (参考年度)	6回 (令和元年度)	年度ごとの実績値	7					
測定指標9	指定活用団体の資金提供契約額								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	40億円	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	○
基準値 (基準年度)	39.9億円 (令和4年度)	年度ごとの実績値	46.9億円 (R6.5時点)						
参考指標12	指定活用団体から助成を受けた資金分配団体数								
	参考値 (参考年度)	21団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値	21団体					
参考指標13	審議会の開催件数								
	参考値 (参考年度)	7回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	4回					
参考指標14	調査件数								
	参考値 (参考年度)	1件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1件					

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成(暫定)
	<p>(民間資金等活用事業の推進)</p> <p>○測定指標1「PPP/PFIの事業規模」の令和5年度実績値については、令和6年10月に速報値、令和7年3月に確定値を確認できる予定。</p> <p>○測定指標5～7の令和5年度実績値については、令和6年11月までに地方公共団体へのアンケートにより確認できる予定。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>(休眠預金等の活用)</p> <p>○測定指標2「休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数」について、令和5年度の実績値は、令和2年度の助成事業に採択された実行団体を対象に、それぞれの実行団体が定めたインパクトを達成した事業の数を、それぞれの実行団体が作成してJANPIAのウェブサイトに公表される報告書を基に、測定することとしている。現時点において、令和5年度の実績値は集計中であることから、目標達成度合いを測定することは困難である。</p>
旧施策の評価結果	<p>(政策名/施策名)経済財政政策の推進/地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援</p> <p>地方公共団体が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPIの達成割合は、令和2年度を基準値として42%、最終目標値を75%と定めていたが、令和2年度から4年度(第一ステージ)は40%前半で推移しており目標値に達成していない。</p> <p>要因として、就職氷河期支援世代プログラム期間である令和2年度から4年度の3年間の集中取組期間は、コロナ禍により企業の採用自体が抑制されたことに加え、対面面接会などが予定通りに実施できなかったなどの理由により、KPIの目標を達成できない事業もあった。コロナ禍の影響が緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中で景気は緩やかに持ち直していたものの、就職氷河期世代の方々を取り巻く雇用環境は依然として厳しかったことが考えられる。</p> <p>各地方公共団体への情報提供や働き掛け、小規模な地方公共団体が参入しやすいよう、複数の地方公共団体の連携による広域的取組を強化し、各地方公共団体が事業実施を検討する際の参考となるモデルの提示などを行ったが、各地方公共団体における取組については、必ずしも当初の予定どおりに実行できない例もあった。</p> <p>なお、交付金を活用して就職氷河期世代の方へ支援を行う地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数は着実に増加している。</p> <p>令和5年度(第二ステージ)以降は、交付金の更なる活用や成果の積上げを促進するため、以下の取組みを行っている。</p> <p>○令和5年度</p> <p>①都道府県の事務的な負担を軽減するため、交付金の申請・交付に係る手続について都道府県を通さず市区町村が直接国へ行えることとした</p> <p>②複数の地方公共団体が連携した効果的・効率的な支援事業の実施を推進</p> <p>③これまでの事業実績を踏まえた就業者数等を事業目標として定めるとともに、地方公共団体のKPIの設定に関して一定の考え方を示した</p> <p>○令和6年度</p> <p>①幅広い世代を対象とした事業の中で就職氷河期世代には本交付金を充当可能とする運用改善</p> <p>②実態調査等事業への支援強化(令和6年度事業限定の定額補助化(上限有))</p> <p>なお、令和7年度以降の支援については検討中。</p>

	<p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p> <p>「PPP/PFIの事業規模」については、目標値の21兆円を達成することができた。  「優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数」については、令和6年度末の目標値が334団体で令和4年度末時点での進捗状況は183団体である。目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIや優先的検討規程の策定・運用に関する理解不足が課題である。  「地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和5年度末の目標値が550団体で令和4年度末時点での進捗状況は482団体であり、目標達成に向け順調に推移している。  「地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和5年度末の目標値が200団体で令和4年度末時点での進捗状況は155団体であり、目標達成に向け順調に推移している。</p> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用</p> <p>審議会での審議を経た各種規程の策定・認可や、本制度の運用に資する調査の実施、JANPIAの監督等を通じて、制度の円滑な運用に努めた。助成を開始した令和元年度から令和4年度までの「指定活用団体の資金提供契約額」は着実に増加しており、施策目標である「NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化」に寄与している。</p> <p>【参考: 令和元年度から令和4年度までの「指定活用団体の資金提供契約額」】  令和元年度: 29.8億円  令和2年度: 27.9億円  令和3年度: 32.7億円  令和4年度: 39.9億円</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析  (目標達成・未達成に関する  要因分析等)</p>	<p>(内外の経済動向調査・分析)  「月例経済報告」など参考指標1～7の各公表物を確実に実施するとともに、その中で物価と賃金・デフレ脱却など時機を得た内容を扱うことで、国民の関心を引き、その結果、測定指標である報道社数やホームページへのアクセス数に関する目標をほぼ達成し、中目標である「政策運営のインフラ」としての活用に役立った。</p> <p>(民間資金等活用事業の推進)  測定指標1「PPP/PFI事業規模」については、令和4年度の実績は約3.9兆円であり、令和5年度も同程度であれば令和5年度の目標値である6兆円は達成できる見込み。  測定指標5「優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数」については、令和4年度の実績は183団体で、令和5年度の目標である270団体は厳しい目標値である。人口20万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定率が低く、目標年度である令和6年度の目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIや優先的検討規程の策定・運用に関する理解不足が課題である。  測定指標6「地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数」、測定指標7「地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和4年度の実績はそれぞれ482団体、155団体で、令和5年度の目標値は達成できる見込みである。</p> <p>(市民活動の促進)  内閣府NPOホームページの充実や意見交換会等(参考指標11)の機会を捉えてNPO法人制度に係る適切な周知・情報発信等を実施するとともに、NPO法に基づく各種事務手続きをオンライン化できるシステムの改良によるユーザーの利便性向上等に取組んだ結果、NPO法人の認定数(測定指標8)が対前年度比で増加するなど、NPO法人の公益活動の活性化(中目標)に資する環境整備を進展することができたと考えている。</p> <p>(休眠預金等の活用)  令和5年度においても、審議会での審議を経た各種規程の策定・認可や、本制度の運用に資する調査の実施、JANPIAの監督等を通じて、制度の円滑な運用に努めた。また、民間団体の資金提供に関するニーズ等を踏まえ、年度途中で令和5年度基本計画を改正して資金提供契約額の引上げを実施することにより、測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」については当初見込んでいた額を上回った。加えて、現時点(令和6年5月)において、令和5年度出資事業における資金分配団体及び令和5年度活動支援団体事業における活動支援団体の公募を実施中のため、令和5年度の資金提供契約額はさらに増加する見込みである。なお、各種民間団体からJANPIAに対する申請額についても、大幅に増加している。</p> <p>【参考: 各年度における民間団体からJANPIAへの申請額】  令和元年度: 76.0億円  令和2年度: 61.4億円  令和3年度: 95.5億円  令和4年度: 127.2億円  令和5年度: 158.4億円</p>
	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>(内外の経済動向調査・分析)  測定指標は中目標を測定する上で適切であり、引き続き「記事掲載社数」と「ホームページアクセス件数」を測定指標としたい。  例えば、月例経済報告トップページは、令和4年度のアクセス数と比べても増加しており、また、経済財政諮問会議のトップページへのアクセス件数などと比べても相対的に高い水準となっている(月例アクセス数: 令和4年度35.4万件、令和5年度40.3万件、諮問会議アクセス数: 24.3万件)。次年度以降も物価と賃金の好循環など時機を得たテーマを扱いこの水準を維持できるように取り組む。</p> <p>(民間資金等活用事業の推進)  令和13年度にPPP/PFI事業規模30兆円の目標を達成するため、引き続き、地域におけるPPP/PFIの案件形成の促進を進めて行く必要がある。  目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI事業の普及促進が課題であることから、地方公共団体を対象にしたセミナー開催により、PPP/PFIに取り組む機運醸成や理解促進、PPP/PFIに係る知識習得を図るとともに、PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例を表彰する「PPP/PFI事業優良事例表彰」の実施により、PPP/PFI推進の機運醸成、地域におけるPPP/PFIの活用拡大を図っていく。また、優先的検討規程の策定・運用に関する理解促進、支援推進や、未設置都道府県における地域プラットフォーム形成支援、地域プラットフォームの地方公共団体における有効活用の促進を図っていく。</p> <p>(市民活動の促進)  人口減少・少子高齢化を背景に経済・財政状況の厳しさが増す中で、NPO法人をはじめとする民間非営利セクターの公益活動が活性化され(中目標)、社会が直面する諸課題を解決する手段等が多様かつ豊かになることは重要であると考えている。  引き続き、今期と同じ目標・測定指標を設定して、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を着実に実施するとともに、NPO法人の中でも広く市民の支援を受け、かつ、活動基盤がしっかりとした認定NPO法人が増えていく(測定指標8)よう、その普及・定着に取り組んでいく。  なお、目標達成に向けて、所轄庁等との意見交換や「特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果等を通じてNPO法人の抱える諸課題を把握し、NPO法制度の円滑な運用の促進を図っていく。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(休眠預金等の活用)          施策目標である「民間の創意工夫による社会課題の解決」を達成できるよう、引き続き、委託調査や基本計画の策定等を実施し、制度の運用が円滑に行われるように取り組んでいく。          なお、測定指標等の一部について、以下のとおり見直すこととしたい。</p> <p>○測定指標2について          施策目標「民間の創意工夫による社会課題の解決」の測定指標2「休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数」(主要な測定指標)については、以下の通り見直しを行うこととしたい。          ・現在の測定指標は、令和5年度の実績値については、令和2年度の助成事業に採択された実行団体による活動の成果を測るものとなっており、中目標3の測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」と直接的につながるものとなっていない(測定指標9の実績値は令和5年度の資金提供契約額である一方、令和2年度の助成事業に採択された実行団体は令和2年度における資金提供契約額を原資とする助成を受けて活動を行っている)。さらに、実行団体によっては、報告書の作成・公表時期が予定された時期よりも遅くなるなど、実績値の確実な測定に支障が生じている。          ・本制度において社会課題の解決を担う主体は、指定活用団体から資金分配団体への助成・出資を経て、資金分配団体から助成・出資を受けて活動を行う実行団体である。また、資金分配団体に採択された実行団体は速やかに公表されている。そのため、本施策目標の測定に当たっては、社会課題解決の担い手である実行団体の採択数を継続的に把握することにより、定量的かつ確実に測定することが可能。          ・これらを踏まえ、測定指標2については、同年度に新たに採択された「実行団体の数」に変更するとともに、その目標については引き続き「前年度以上」とすることとしたい。</p> <p>○測定指標9について          中目標3の測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」について、法改正により指定活用団体の資金提供手法として新たに出資が加わったことから、同測定指標に出資額が含まれることを明示するため、「助成額と出資額の合計額」に変更することとしたい。</p> <p>○参考指標12、13について          ・中目標3の参考指標12「指定活用団体から助成を受けた資金分配団体数」について、指定活用団体から助成(及び出資)を受ける資金分配団体は、測定指標9の「指定活用団体の資金提供契約額」の範囲内で指定活用団体による公募を通じて決定されるものであり、測定指標9と参考指標12は実質的に同じ内容を測定していると考えられることから、参考指標12は削除することとしたい。          ・中目標3の参考指標13「審議会の開催件数」については、活動実績「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本計画等の策定」の参考指標として設定されているが、基本計画等の策定においては審議会の意見を聴くために必ず審議会が開催されるものであり、参考指標として設定する必要性が低いと考えられることから、参考指標13は削除することとしたい。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○測定指標8：内閣府において、67所轄庁(都道府県・政令市)に調査を実施し集計。(内閣府NPOホームページ「認定・特例認定NPO法人数」(<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin">https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin</a>))          ○測定指標9及び参考指標12：JANPIA公表資料</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局・作成責任者名</p>	<p>政策統括官(運営担当)就職氷河期支援事業推進室          参事官 酒巻 浩          政策統括官(経済財政分析担当)          多田 洋介 参事官(総括担当)          政策統括官(経済社会システム)          民間資金等活用事業推進室参事官 大塚 久司          政策統括官(共生・共助担当)          参事官(共助社会づくり推進担当) 併          休眠預金等活用担当室参事官 田中 茂樹</p>	<p>事後評価実施時期</p>	<p>令和6年8月</p>
--------------------	---	-----------------	---------------

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	高齢社会対策大綱の作成・推進				番号	⑪	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
会計	組織／勘定	項	事項	6年度 当初予算額				7年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費			31,859			135,876		
	小 計					一般会計		31,859			135,876	
						<		>の内数	<		>の内数	
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計					一般会計						
							<		>の内数	<		>の内数
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	
合 計					一般会計		31,859			135,876		
						<		>の内数	<		>の内数	
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-10)

政策名	共生社会政策				
施策名	高齢社会対策大綱の作成・推進				
達成すべき目標	【施策目標】高齢者の社会的な活動等の拡がり 【中目標】高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり				
施策の概要	【施策の概要】 高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に基づき、高齢者の社会的な活動等への参加を促進するため、内閣府においては、高齢社会の状況を把握する調査や、高齢者の社会的な活動等への参加に関する啓発事業等を実施している。				
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名/施策名) 共生社会実現のための施策の推進/高齢社会対策の総合的推進 (評価対象期間) 平成26年度～令和4年度 ・平成29年6月より「高齢社会対策の基本的な在り方等に関する検討会」を開催し、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年2月に高齢社会対策大綱の見直しを行った。 ・高齢社会に関する状況を把握するため、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、各年度において調査を実施した。 ・年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を広く紹介するため、各年度において、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表彰を実施した。 ・高齢期においても、誰もが地域において生きがいを持っていきいきとした生活ができる社会を目指し、各年度において、エイジレス・ライフの実践事例や、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループ等の事例を紹介するとともに、有識者による講演・パネルディスカッション等を行う「高齢社会フォーラム」を開催した。				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	【令和5年度に実施した具体的取組】 ・「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」を実施した。 ・エイジレス・ライフ実践事例として個人60名、社会参加活動事例として42団体を選考し、表彰を実施した。 ・兵庫県姫路市において、「令和5年度高齢社会フォーラム」を開催した。 ・少子高齢化の更なる進行、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加といった、経済社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年2月に開催した高齢社会対策会議において、令和6年夏頃を目途に、新たな大綱の案の作成を行うこと等を決定した。 また、これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、令和6年2月から、有識者により構成される「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催しており、今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢や、重点的に取り組むべき施策等について議論を行った。				
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況	当初予算(a)	31	32	32	32
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	31	32	32	-
執行額	19	21	27	-	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)				

施策目標 (最終アウトカム)	高齢者の社会的な活動等の拡がり								
測定指標1 【主要な測定指標】	社会的な活動等を行っている高齢者の割合(厚生労働省「国民健康・栄養調査」)								
	目標値 (目標年度)	80% (令和6年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	男性:62.4% (平成28年度) 女性:55.0% (平成28年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
中目標1	高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり								
測定指標2 【主要な測定指標】	学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(総務省「社会生活基本調査」)								
	目標値 (目標年度)	令和3年度より上昇 (令和8年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	65~69歳35.3% 70歳以上26.3% (令和3年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
参考指標1	①社会的な活動等を行っている高齢者の割合(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ②学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(内閣府「高齢社会対策総合調査」)								
	①参考値 (参考年度)	-	①年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-
参考指標2	掲載したホームページのページビュー数(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計								
	参考値 (参考年度)	19,118回 (過去5か年度における単年度平均)	年度ごとの実績値	R5年度 5,111回 (R6.4.8~5.31までの暫定値) ※R5に実施した調査のみカウント	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-

参考指標3	掲載したホームページのページビュー数(エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例表章) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	6,836回 (過去5か年度における単年度平均)	年度ごとの実績値	10,530回 ※R5の表章事例のみカウント					
参考指標4	参加人数、視聴回数(高齢社会フォーラム) ※当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数(動画掲載から当該年度末までの回数)を合算して集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	-	年度ごとの実績値	848					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1については令和6年度、測定指標2については令和8年度に調査を実施予定であるが、参考指標2及び3の令和5年度実績を踏まえ、「相当程度進展あり」とした。
	旧施策の評価結果	高齢社会対策に関する調査の実施やエイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章、高齢社会フォーラムの開催を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加を促進してきたところ、「社会的な活動を行っている高齢者の割合」はH24からH28にかけてほぼ横ばい(※1)となっている。また、「高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率」についても、H28からR3にかけてほぼ横ばい(※2)となっており、引き続き高齢者の社会参加を促進するための取組を進めていく必要がある。  ※1 厚生労働省「国民健康・栄養調査」より ・社会的な活動等を行っている高齢者の割合 男性: 63.6%(H24) → 62.4%(H28) 女性: 55.2%(H24) → 55.0%(H28)  ※2 総務省「社会生活基本調査」より ・学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率 65～69歳: 30.9%(H23) → 33.6%(H28) → 35.3%(R3) 70歳以上: 24.1%(H23) → 25.4%(H28) → 26.3%(R3)
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1・2について、現時点では実績値を把握できないため、分析は困難である。 参考指標1の①・②については、令和6年度以降に実施する「高齢社会対策総合調査」において、毎年度把握することを予定している。 参考指標2については、調査結果の掲載から約2か月でページビュー数が5,000回以上となっており、現状のペースを考慮すると、参考値(過去5か年度の単年度平均)を大きく上回ると思われる。 参考指標3については、ページビュー数が過去5か年度の単年度平均を越えており、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加に係る啓発の一層の推進を図っている。 参考指標4については、令和5年度より、当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数を合算して集計することとしており、それ以前の年度との比較はできない。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進  【目標・測定指標の見直し等について】 本年夏頃を目途に、今後5年程度を見据えた政府の中長期的な指針である「高齢社会対策大綱」を策定した上で、政府全体として高齢者の社会的な活動を更に推進していくとともに、内閣府においては、高齢社会対策総合調査やエイジレス・ライフ実践事例等の表章、高齢社会フォーラムの開催等を通じて、引き続き目標の達成に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな高齢社会対策大綱の策定に向けた基本的な方向性等について、有識者検討会において議論</li> <li>・令和5年度高齢社会対策総合調査の設計や分析について、当該調査に係る有識者会議において議論</li> <li>・令和5年度高齢社会フォーラムにおいて、有識者による基調講演やパネルディスカッションを実施</li> <li>・令和5年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章について、有識者で構成される選考委員会において事例を選考</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付企画官(高齢社会対策担当) 須藤 圭亮	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	------------------------------------	----------	--------

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	障害者基本計画の策定・推進				番号	⑫	(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額		7年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要 な経費		123,134		197,775		
	小 計					一般会計	123,134		197,775	
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計					一般会計				
							< > の内数	< > の内数		
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			
合 計					一般会計	123,134		197,775		
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-11)

政策名	共生社会政策																																		
施策名	障害者基本計画の策定・推進																																		
達成すべき目標	<p>【施策目標】障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。</p> <p>【中目標1】障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される</p> <p>【中目標2】地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される</p> <p>【中目標3】障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される</p>																																		
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。</p>																																		
	<p>【旧施策の実績・実施状況】</p> <p>(政策名/施策名)共生社会実現のための施策の推進/障害者施策の総合的推進 (評価対象期間)平成30年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>・令和3年5月に「改正障害者差別解消法」が成立、同法の施行に向けて、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針の改定に当たり、障害者政策委員会の審議を経て「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を改定。</p> <p>・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町村の取組を後押しするため、課題整理などを支援する有識者等の派遣、地方公共団体による取組事例の報告会や地方公共団体の職員等を対象としたブロック研修会の継続的な開催、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料となるような相談対応ケーススタディ集を作成といった取組を実施。</p> <p>・障害者差別解消法の周知・啓発のためのリーフレット作成・提供、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を収集した「合理的配慮の提供等事例集」の作成・提供、障害者差別解消法のほか合理的配慮の提供や環境の整備の障害種別事例などをわかりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」の開設、行政機関等の相談窓口寄せられた具体例をデータベースとして公開。</p>																																		
施策の概要	<p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>・府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等 令和5年3月に改定された「基本方針」に即して、府省庁等における職員対応要領、各主務大臣が作成した対応指針を改定。これらの改定に当たり、障害者差別解消法の規定に基づき、障害者団体や事業者団体からのヒアリングを内閣府主催により実施。また、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知するとともに、都道府県に対し、対応要領が未策定である市町村における策定に向けた情報提供等の協力依頼を実施。</p> <p>・相談対応マニュアルの整備 障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資するような相談対応マニュアルを作成。関係省庁や地方公共団体に通知し、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>・相談窓口の試行 令和5年10月から令和7年3月までの1年半の期間、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施(令和5年10月から令和6年3月まで、相談対応件数 1,163件 うち自治体等取次案件 121件)。</p> <p>・地域協議会強化ブロック研修会の開催 各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた確かな助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、令和5年度は6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催(参加者合計297人)。</p> <p>・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」をはじめとした、「障害者差別解消法」により定められている事項などについて、イラストや動画で分かりやすく解説。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種別などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」を運営。その他、政府広報等により、障害を理由とする差別の解消に関する広報・啓発を実施。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況</td> <td>当初予算(a)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>91</td> <td>79</td> <td>108</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123	補正予算(b)	-	-	-	-	繰越し等(c)	-	-	-	-	合計(a+b+c)	124	118	122	-	執行額	91	79	108
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																															
予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123																														
	補正予算(b)	-	-	-	-																														
	繰越し等(c)	-	-	-	-																														
	合計(a+b+c)	124	118	122	-																														
執行額	91	79	108	-																															
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</p>																																		

施策目標(最終アウトカム)	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する							
中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される							
測定指標1【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	100%(令和9年度)	年度ごとの目標値	100%(令和9年度までの目標値)				△
基準値(基準年度)	73.4%(令和4年)	年度ごとの実績値	76.6%					
中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される							
測定指標2【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	80%以上(令和9年度)	年度ごとの目標値	80%以上(令和9年度までの目標値)				△
基準値(基準年度)	57.0%(令和4年)	年度ごとの実績値	60.7%					

参考指標1	マニュアル整備件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1件(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	1件				
参考指標2	相談窓口開設期間		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	5か月半				
参考指標3	研修会の開催回数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	6回				
中目標3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される							
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	65.0%(令和9年度までの目標値)				-
基準値 (基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値						
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	32.0%				
参考指標5	事例登録件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	134件				

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進捗が大きい
	(判断根拠) -
旧施策の評価結果	<p>障害者基本計画(第4次)の計画期間満了時点における成果目標の達成状況等を踏まえれば、一定の効果・進捗がある。</p> <p>測定指標1関係: 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合 基準値 61.6%(平成29年4月)、実績値 73.4%(令和4年4月)</p> <p>測定指標2関係: 障害者差別解消支援地域協議会を組織している地方公共団体の割合 基準値 37.8%(平成29年4月)、実績値 57.0%(令和4年4月)</p> <p>測定指標3関係: 合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合 基準値 53.5%(平成29年8月)、実績値 64.7%(令和5年2月)</p>
評価結果 施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	<p>・測定指標1 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行について、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針を改定し、順次、府省庁等において公表を行っていること、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知したこと、その他、地方公共団体の職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。一方、町村を中心に対応要領未策定の地方公共団体が少なからず存在し、人員やノウハウの不足等を未策定の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p> <p>・測定指標2 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行が迫り、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する「相談対応マニュアル」を作成し、地方公共団体へ提供したこと、令和5年10月から令和7年3月までの1年半の間、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口である「つなぐ窓口」の試行的な実施、地方公共団体職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。</p> <p>・測定指標3 目標に対する実績値を集計できないところではあるが、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベースの運営、政府広報等による同サイトの広報・啓発、着実なデータベースの事例登録件数増加等により、内閣府が実施した意識調査によれば、「障害者差別解消法という法律について聞いたことがありますか」に対して「聞いたことがある」と答えた人の割合(参考指標4)は、令和4年度調査で20.6%だったところ、令和5年度調査では32.0%に増加しており、その効果は一定程度認められる。一方、町村を中心に地域協議会未設置の地方公共団体が少なからず存在し、人員不足や他の動向を見て検討する等を未設置の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p>
次期目標等への 反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上しているため、引き続き、府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等、相談対応マニュアルの整備、相談窓口の開設、地域協議会強化ブロック研修会の開催、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営等に取り組み、障害者基本計画(第5次)関連成果目標を踏まえた政策評価をすべく、次期においても「達成すべき目標」及び「測定指標」を維持。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	-
---------------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	測定指標1及び2; 障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査(令和6年3月) 参考指標4; インターネットによる共生社会に関する意識調査(令和5年7月)
-------------------------------	--

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当) ・参事官(障害者施策担当) 古屋 勝史	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	---------------------------------------	----------	--------

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	交通安全基本計画の作成・推進				番号	⑬	(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額		7年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要 な経費		79,492		89,815		
	小 計				一般会計	79,492		89,815		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計				一般会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
合 計					一般会計	79,492		89,815		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府4-14)

政策名	共生社会政策								
施策名	交通安全基本計画の作成・推進								
達成すべき目標	<b>【施策目標】</b> 交通事故のない社会を目指す <b>【中目標1】</b> 交通安全に対する国民意識が向上し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動への変容が起こる <b>【中目標2】</b> 交通事故の発生を抑制								
施策の概要	<b>【施策の概要】</b> 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき作成された「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)では、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。また、内閣府においては、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。 <b>【令和3年度に実施した具体的取組】</b> ○春・秋の全国交通安全運動推進事業 全国交通安全運動の機会を通じて、国民に交通安全思想の普及・浸透を図るため、推進要綱を作成するとともに、ポスター・チラシを作成し、都道府県、関係団体等へ配布した。(春:4/6～4/15、秋:9/21～9/30) ○交通安全フォーラムの開催 学識経験者等の専門家による基調講演、パネルディスカッションを実施し、交通安全意識の向上を図った。(11/11 山口県KDDI維新ホール) ○交通指導員等交通ボランティア支援事業 交通指導員を始めとした交通ボランティア等の活動・取組を支援するための講習会を実施した。 (交通安全指導者養成講座:12/6～8 市ヶ谷) (交通ボランティア等ブロック講習会:京都府 9/2～3、茨城県 9/15、熊本県 10/14、富山県 10/21、岡山県 10/26、北海道 11/8～9、福島県 11/18) ○地域提案型交通安全支援事業 地方公共団体の提案を受け、当該地域に必要な交通安全に資する事業を実施した。(大阪府 10/14・19、兵庫県 11/1、岩手県 11/21) ○高齢運転者交通安全推進事業 高齢運転者への指導力を向上させるため、交通安全指導員向けの講習会を開催し、高齢運転者の交通事故防止を図った。 (千葉県会場 11/26(第1回)・1/11(第2回)、徳島県会場 11/17(第1回)・1/21(第2回))								
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		当初予算(a)	86	83	78	76			
		補正予算(b)	-	-	-	-			
		繰越し等(c)	-	-	-	-			
合計(a+b+c)	86	83	78						
執行額	69	51	60						
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)								
施策目標 (最終アウトカム)	交通事故のない社会を目指す								
測定指標1 【主要な測定指標】	第11次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②重傷者数								
	目標値 (目標年度)	①2,000人以下 ②22,000人以下 (令和7年)	年度ごとの目標値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	①2,839人 ②27,775人 (令和2年)	年度ごとの実績値	①2,636人 ②27,204人 (いずれも令和3年)					①○ ②△
	目標値 (目標年度)	①2,000人以下 ②22,000人以下 (令和7年)	年度ごとの目標値	①2,000人以下 ②22,000人以下 (令和7年まで)					
中目標1	交通安全に対する国民意識が向上し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動への変容が起こる								
測定指標2 【主要な測定指標】	春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合								
	目標値 (目標年度)	55% (令和7年度)	年度ごとの目標値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	41.3% (令和2年度)	年度ごとの実績値	35.1%					△
	目標値 (目標年度)	55% (令和7年度)	年度ごとの目標値	55% (令和7年度まで)					
測定指標3	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をとる人の割合								
	目標値 (目標年度)	85% (令和7年度)	年度ごとの目標値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	74.2% (令和2年度)	年度ごとの実績値	70.2%					△
	目標値 (目標年度)	85% (令和7年度)	年度ごとの目標値	85% (令和7年度まで)					
参考指標1	春・秋の全国交通安全運動推進事業における協賛団体数								
	参考値 (参考年度)	春:153 秋:153 (令和2年度)	年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	参考値 (参考年度)	春:153 秋:154	年度ごとの実績値	春:153 秋:154					
参考指標2	交通安全フォーラムにおける ①実施回数 ②参加者数								
	参考値 (参考年度)	①1回 ②394回 (動画視聴回数) (令和2年度)	年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	参考値 (参考年度)	①1回 ②90回 (動画視聴回数)	年度ごとの実績値	①1回 ②90回 (動画視聴回数)					
参考指標3	地域提案型交通安全支援事業における ①地方からの提案件数 ②実施回数								
	参考値 (参考年度)	①5件 ②0回(新型コロナウイルスの影響を受け事業中止) (令和2年度)	年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	参考値 (参考年度)	①3件 ②3回	年度ごとの実績値	①3件 ②3回					
参考指標4	交通指導員等交通ボランティア支援事業における ①講習会の実施回数 ②参加者数 ③交通安全指導者養成講座の受講者に占める30代以下の割合								
	参考値 (参考年度)	①8回 ②438人 ③36.8%(42/114) (令和元年度)	年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	参考値 (参考年度)	①8回 ②279人 ③40.6% (39/96)	年度ごとの実績値	①8回 ②279人 ③40.6% (39/96)					

参考指標5	高齢運転者交通安全推進事業における ①講習会の実施回数 ②参加者数		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	参考値 (参考年度)	①2回 ②26人 (令和2年度)	年度ごとの実績値	①4回 ②66人			
中目標2	道路交通事故の発生を抑制						
参考指標6	春・秋の全国交通安全運動期間中における ①24時間死者数 ②重傷者数		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	参考値 (参考年度)	①春:63人 秋:87人 ②春:641人 秋:756人 (令和2年度)	年度ごとの実績値	①春:56人 秋:63人 ②春:730人 秋:706人			

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない  (判断根拠) 第11次交通安全基本計画における令和7年までの目標値達成には、24時間死者数については各年約6.8%ずつの減少、重傷者数については各年約4.6%ずつの減少を要するところ、同基準により令和3年の目標値を設定した(①24時間死者数2,647人以下 ②重傷者数26,510人以下)。同計画に基づく諸施策を総合的に推進した結果、基準値である令和2年と令和3年の24時間死者数及び重傷者数を比べると、24時間死者数は203人減少して2,636人、重傷者数は571人減少して27,204人であり、24時間死者数については目標値を達成したものの、重傷者数については達成できなかったと判断した。
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	○ 測定指標1について 第11次交通安全基本計画に基づき、警察庁、国土交通省及び文部科学省等の関係機関、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携して、「ゾーン30」の整備、歩道の設置、拡充等の道路交通環境の整備や、全国交通安全運動をはじめとする交通安全啓発活動及び交通指導取締の強化等を推進した。 内閣府としては、政府全体のとりまとめ役として、令和3年6月、千葉県八街市において発生した子供が犠牲となる痛ましい事故に端を発し策定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のとりまとめのほか、交通ボランティアや高齢者等に対する講習会、参加型交通安全教室の実施や、交通安全フォーラム(学識経験者等の専門家による研究発表等を通じて国民の交通安全意識の高揚を図るもの。)の開催等、地域と連携した交通安全啓発活動を実施した。 以上の諸施策を関係機関と連携して総合的かつ強力に推進した結果、交通事故抑止効果を生み、また、国民に対する「人優先」の交通安全思想の浸透を着実に促進したことにより、交通事故による24時間死者数及び重傷者数の減少につながった。  ○ 測定指標2及び3について 国民に対する「人優先」の交通安全思想の浸透を着実に促進したものの、交通安全に対する国民意識という面では、目標を達成することができなかった。 主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーンや各種交通安全教室等の広報啓発活動に制限が課され、交通安全思想の促進が十分ではなかったことや、若い年代ほど交通安全対策に関心の薄い人が多くなる傾向にあるとの調査結果を踏まえ、若い年代にも焦点を当てつつ、幅広い年代へ訴求することのできるソーシャルメディア等を活用するなど、時代に即した広報啓発活動が不十分であったと考えられる。
	次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進  【目標・測定指標の見直し等について】 ○測定指標1について 引き続き目標達成に努める。 交通事故発生件数及び負傷者数は、令和3年まで17年連続で減少したほか、24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最小となっており、第11次交通安全基本計画の諸施策に一定の事故抑止効果は認められる一方で、令和3年中の全交通事故死者数に占める65歳以上の高齢者の割合は57.7%と依然として高水準であるほか、交通事故死者数を状態別にみると、歩行者の割合が35.7%と最も多くなっている。 こうした状況を踏まえ、高齢者、子供等をはじめとする交通弱者の安全の確保等「人優先」の交通安全思想を基本とし、各種の交通安全対策を関係機関、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携し、基本計画全体をフォローしながら強力に推進していく。  ○測定指標2及び3について 引き続き目標達成に努める。 測定指標における意識調査結果では、「春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合」は35.1%であり、50代以降は年代が上がるにつれ割合は高くなり、70代で49.7%、80代で51.7%と基準値を超えているものの、20代から40代ではいずれも30%以下となっている。 また、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をとる人の割合」は70.2%であり、20代から70代では年代が上がるにつれ割合は高くなり、60代で80.0%、70代で87.0%、80代で78.9%と、基準値を超えているものの、40代以下では70%以下となっており、相対的に若い年代の交通安全に関する意識が低い傾向にある。 こうした状況を踏まえ、今後、春・秋の全国交通安全運動を始めとした普及啓発活動を実施するに当たり、比較的若い年代にも目に留まりやすいソーシャルメディア等を活用するなど、時代に即した広報啓発のあり方について検討・見直しを図るとともに、交通安全フォーラムや交通ボランティアブロック講習会等の講演・講習会においては、開催場所、テーマの設定方法など、地域の実情に応じた多角的検討を図るなど、交通安全思想の更なる普及徹底に資する交通安全啓発活動を検討し、強力に推進していく。

学識経験を有する者の 知見の活用	「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)策定にあたり、学識経験者等19名の専門委員からなる中央交通安全対策会議専門委員会を計4回開催し、各委員からの意見等を踏まえながら目標値を設定した。
---------------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	○警察庁統計資料(令和3年度における交通事故発生状況)
-------------------------------	-----------------------------

担当部局・作成責任者名	政策統括官(政策調整担当) 参事官(交通安全対策担当) 田村 真一	事後評価実施時期	令和4年8月
-------------	--------------------------------------	----------	--------

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画の策定・推進				番号	⑭	(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額		7年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		51,177		60,256		
	小 計				一般会計	51,177		60,256		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計				一般会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
合 計					一般会計	51,177		60,256		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	青年国際交流の推進				番号	⑮	(千円)					
	予算科目						他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		6年度 当初予算額			7年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		1,346,394			1,418,693			
	小 計				一般会計	1,346,394			1,418,693			
						<		>の内数	<		>の内数	
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計				一般会計							
						<		>の内数	<		>の内数	
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	
合 計					一般会計	1,346,394			1,418,693			
						<		>の内数	<		>の内数	
					特別会計							
						<		>の内数	<		>の内数	

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-14)

政策名	共生社会政策					
施策名	青年国際交流の推進					
達成すべき目標	【施策目標】国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出 【中目標】国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上					
施策の概要	【施策の概要】 日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、船による多国間交流事業等の実施を通して、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次世代を担う国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名／施策名) 共生社会実現のための施策の推進／青年国際交流の推進 (評価対象期間) 平成30年度～令和4年度 (評価方式) 総合評価方式 平成30年度及び令和元年度については、予定通り、日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へいと船による多国間交流を着実に実施した。 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため通常通りの事業の実施が困難となったが、オンライン交流という形式で事業を行い、対面での交流が叶わない中でも工夫を凝らして交流を実施した。 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、一部の事業において、感染症対策を十分に実施したうえで対面交流を復活させ、過去2年間のオンライン交流の実績も生かして、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド形式という新たな形での交流を実現した。					
	【令和5年度に実施した具体的取組】 日本・中国青年親善交流事業のみオンラインにて交流を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行の収束を踏まえ、4年ぶりに国際社会青年育成事業及び日本・韓国青年親善交流事業での日本青年の海外派遣及び外国青年の日本招へいや「東南アジア青年の船」事業での対面交流、「世界青年の船」事業での船を用いての交流を再開した。中でも、「世界青年の船」事業では、令和3年度から4年度にかけて実施した「青年国際交流事業の在り方検討会」での議論も踏まえ、日本国内を船で回り、寄港地において、地域が現に抱える課題について解決策を検討・提案する形で実施する実践的なプログラムを新たに実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	1,383	1,328	1,331	1,346
		補正予算(b)	-1,231	-768	0	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	152	560	1,331	-
執行額	108	411	953	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出									
中目標1	国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上									
測定指標1 【主要な測定指標】	事業参加青年を対象とした事業効果把握調査の結果									
	目標 (目標年度)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること (令和9年度)	施策の進捗状況 (目標)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	基準 (基準年度)	-	施策の進捗状況 (実績)	参加青年について、成果に結びつける力に係る行動傾向のうち周囲との競争的な場面でチャレンジ的な行動をとる傾向や、性格特性(外向性、開放性、協調性)において、参加前と比較して優位性が確認できた。なお、成果に結びつける力に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、一般層と比較して高い優位性を確認することができた。						○
	参考指標1	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	48 (令和4年度)	年度ごとの実績値	71						
参考指標2	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
	参考値 (参考年度)	69 (令和4年度)	年度ごとの実績値	82						
参考指標3	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
	参考値 (参考年度)	78 (令和4年度)	年度ごとの実績値	111						
参考指標4	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
	参考値 (参考年度)	320 (令和4年度)	年度ごとの実績値	207						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成  (判断根拠) 成果に結びつける力に係る行動傾向については、周囲との競争的な場面でチャレンジングな行動をとる傾向において、事業参加青年に参加前後で有意な数値の上昇(55.2→59.5(※1))が認められた。普段と異なり行動発揮が難しい環境の中ではあったものの、多くの参加青年が、周囲と競争的な場面においては、従来よりもチャレンジングな行動を取れるようになったと推察される。 また、性格特性においては、外向性、開放性、協調性の3分野において、事業参加青年に参加前後で有意に変化が認められる結果(外向性:5.6→6.5、開放性:6.6→7.0、協調性:5.5→5.9(※2))となった。青年国際交流事業での経験を通じて、興味や関心が外に向き、他者との協調性が増すとともに、新しい物事に対する寛容性、創造性が向上したものと推察される。 なお、一般層との比較においては、「成果に結びつける力」に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、事業後の事業参加青年は一般層に比して非常に高い値(一般層:50、事業参加者:61.5(※1))を示した。  (※1)最大を100、最小を0、全国平均を50として整理した値。 (※2)最大を10、最小を1、全国平均を5.5として整理した値。	
	旧施策の評価結果	令和2年度から5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により従来と異なる形での事業の実施となったため、例年と比較した定量的な評価は困難だが、様々な制約の中にあつて、本体プログラムに先立って青年同士の自由な交流を可能とするオンラインのプラットフォームを設定する等、できる限りの工夫を凝らし、参加青年の育成に資する充実した交流を実施できたものと評価する。	
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	言語的にも文化的にも普段と異なる困難な環境の中で、より実践的な内容について主体的に取り組むことが求められる様々なプログラムに参加する経験を提供できたことが、上記のような測定結果を得られた要因であると考えられる。	
	次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進  【目標・測定指標の見直し等について】 各年度の事業の実施結果を踏まえ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーの育成という事業目的を達成すべく、毎年度の事業を着実に改善するとともに、事業の効果を適切に測定をする指標について引き続き検討する。	
学識経験を有する者の 知見の活用	-		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度実施「内閣府青年国際交流事業参加青年の選考試験の実施及び事業効果の把握に係る請負業務」におけるパーソナリティ診断を用いた事業効果の把握結果報告書 内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書		
担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付 参事官(青年国際交流担当) 藤森 俊輔	事後評価実施時期	令和6年8月